

(メール通知)  
4障第11号  
令和4年4月5日

障害福祉サービス事業所・施設  
障害児支援事業所・施設

} 設置主体法人代表者 様

愛媛県保健福祉部  
生きがい推進局障がい福祉課長  
〔公印省略〕

### 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の申請について

平素から、本県の障がい福祉施策の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。  
さて、「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」の申請にあたり、厚生労働省より、  
正式な申請様式が示されました。

本交付金の取得申請を検討している事業者様におかれましては、「福祉・介護職員処  
遇改善臨時特例交付金計画書」の提出が必要となりますので、令和4年4月15日(金)  
までに次のとおり御提出をお願いします。

#### 1 提出書類

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書  
(別紙様式2-1、別紙様式2-2)

#### 2 提出期限

令和4年4月15日(金)

#### 3 提出方法

本報告は、下記インターネットによる入力フォームから、報告してください。

<https://logoform.jp/form/XG6n/85361>

なお、入力フォームにて入力が必要な項目は以下のとおりです。

【記載が必要な情報】

- (1) 法人名
- (2) 申請フォーム入力者名
- (3) 連絡先(電話番号、メールアドレス)
- (4) 申請単位
- (5) 様式のアップロード

#### 4. 留意事項

- (1) 本交付金は、令和4年2月サービス提供分からの「福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)」のいずれかを取得している事業所が対象です。そのため、「就労定着支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援・計画相談支援・障害児相談支援」は交付金申請の対象外となっておりますので、御注意ください。

- (2) 本交付金は、令和4年2月18日付け3障第1104号「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の申請に係る『賃金改善の開始報告』の申請方法について」でお知らせしたとおり、賃金改善の開始報告を提出することが取得の要件となっておりますので、御注意ください。
- (3) 愛媛県以外で複数の事業所等を有する法人は、県内の事業所分のみ申請し、  
県外の事業所については、事業所の所在する各都道府県の通知に従ってください。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 賃金改善を開始した旨を県に報告 ← 案内済み</li><li>● <b>計画書等を提出（令和4年4月15日まで）</b> ← <b>今回案内手続き</b></li><li>○ 実績報告書等を提出（令和5年1月31日まで（予定）） ← 別途案内</li></ul> |
|---|

- (4) 入力フォームが「送信完了」画面に切り替わると、「入力内容を保存する」ボタンが表示されますので、印刷または電子データにて必ず保管してください。
- (5) 報告作業が完了した際には、「入力フォームに入力した」メールアドレス宛に、「確認メール」が自動送信されます。送信されるメールに入力内容は記載されておりますので、メール到達の確認は必ずおこなってください。
- (6) 「送信完了」画面に移行したにもかかわらず、メールの到達が確認できない場合や、報告後に内容誤りのため修正が必要な場合は、本通知担当者宛にご連絡ください。

(参考) 愛媛県ホームページ

「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」

トップページ>健康・医療・福祉>障がい者福祉>サービス事業者>福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金について

<https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/syogukaizen/rinjitokureikohukin.html>

愛媛県保健福祉部生きがい推進局 障がい福祉課障がい支援係 TEL 089-912-2424 FAX 089-931-8187
---